○経済産業省令第九十二号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

経済産業大臣　梶山　弘志

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令

第一条　次に掲げる省令の様式中「㊞」を削る。

一　火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）様式第一、様式第六から様式第十まで、様式第二十七、様式第三十、様式第三十六、様式第四十一及び様式第五十

二　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）様式第五、様式第六、様式第七、様式第十、様式第十二、様式第十二の二、様式第十四、様式第十五、様式第十五の五、様式第十七、様式第二十三、様式第五十六から様式第六十一まで、様式第六十一の三から様式第六十一の五まで、様式第六十二から様式第六十四の二まで、様式第六十五、様式第六十五の三、様式第六十五の五、様式第六十五の五の二、様式第六十五の七、様式第六十五の八、様式第六十五の十、様式第六十五の十二、様式第六十五の十四、様式第六十五の十六、様式第六十五の十八、様式第六十五の二十、様式第六十五の二十二、様式第六十五の二十四、様式第六十五の二十六及び様式第六十六

三　実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）様式第八の二

四　意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）様式第二十の二

五　商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）様式第十五及び様式第十六

六　割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）様式第二から様式第二十一まで、様式第二十三から様式第二十七まで

七　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）様式第一から様式第六まで、様式第九、様式第十、様式第十二、様式第十六、様式第十七、様式第二十五、様式第二十七、様式第二十九及び様式第三十一

八　冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第十三の二、様式第十六から様式第十八まで、様式第二十九、様式第三十一、様式第三十三、様式第三十五、様式第四十一及び様式第四十三

九　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第七、様式第八、様式第十、様式第二十一の二、様式第二十三から二十六まで、様式第三十及び様式第四十七

十　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第七、様式第八、様式第十、様式第二十一の二、様式第二十四から様式第二十七まで、様式第二十九の二、様式第三十一、様式第四十八、様式第五十五の八及び様式第五十五の十から様式第五十五の十一の二まで

十一　電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（昭和四十五年通商産業省令第百三号）様式第二十四から様式第二十七まで

十二　金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）様式第一から様式第十五まで

十三　特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）様式第一、様式第二、様式第八、様式第九、様式第十一、様式第十四から様式第十六まで、様式第二十五及び様式第二十七

十四　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）様式第一、様式第三、様式第四、様式第五、様式第六から様式第八の二まで、様式第八の四から様式第八の十二まで、様式第八の十四から様式第十三まで、様式第十四の二から様式第十六まで、様式第十八の二の二から様式第十八の五まで、様式第十九の二から様式第二十一まで、様式第二十三から様式第二十七まで及び様式第三十

十五　日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保安法に基づく省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和五十三年通商産業省令第七十号）様式第一号から様式第四号まで

十六　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第十、様式第十三、様式第十五、様式第十七、様式第三十一、様式第三十四、様式第三十六及び様式第三十八

十七　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）様式第一から様式第三まで、様式第十二、様式第二十七、様式第三十四の八、様式第三十四の十、様式第三十四の十一及び様式第三十四の十一の二

十八　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）様式第一、様式第三、様式第六から様式第七の二まで、様式第九、様式第九の二、様式第十一、様式第十二、様式第十九、様式第二十一から様式第二十二の二まで、様式第二十四から様式第二十五まで、様式第二十八、様式第三十五、様式第四十三及び様式第五十

十九　高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）様式第一、様式第四から様式第九まで、様式第十一、様式第十五、様式第十五の二、様式第十五の六、様式第十六、様式第二十、様式第二十一、様式第二十五、様式第二十六、様式第三十、様式第三十一、様式第三十五、様式第三十五の二及び様式第三十五の六

二十　弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）様式第一から様式第六まで及び様式第八から様式第十まで

二十一　商店街振興組合法施行規則（平成十九年経済産業省令第十二号）様式第一から様式第十一まで

二十二　輸出入取引法施行規則（平成十九年経済産業省令第二十七号）様式第三から様式第八まで、様式第十、様式第十二、様式第十四及び様式第十七から様式第十九まで

二十三　国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）様式第一から様式第三まで、様式第六、様式第七、様式第九、様式第十三から様式第十五まで、様式第二十二、様式第二十三、様式第二十五及び様式第二十六

第二条　次に掲げる省令の規定又は様式中「記名押印」を「記名」に改める。

一　火薬類取締法施行規則第六十七条の十一

二　経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）第四十九条第一項及び第三項

三　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第四十二条第七号

四　日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十九号）第五条第二項、第六条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第三項

五　深海底鉱業暫定措置法施行規則（昭和五十七年通商産業省令第三十四号）第六条第四項、第七条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第二項

第三条　次に掲げる省令の様式中「㊞」を削る。

一　鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）様式第四から様式第七まで、様式第九から様式第十三の一まで、様式第十三の三、様式第十三の五から様式第二十五まで、様式第三十五及び様式第四十四まで